

●香川県告示第16号

平成17年香川県告示第678号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴求）の一部を次のように改正し、平成21年1月13日から施行する。

平成21年1月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略 2 報告すべき者 <u>(1) 飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥の農場の所有者</u> <u>(2) 飼養羽数が10羽以上のだちょうの農場の所有者</u> 3～5 略	1 略 2 報告すべき者 飼養羽数が100羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者 3～5 略